

野球部「いじめ」賠償提訴

退学の部員 豊川高相手取り

私立豊川高校（豊川市）

の野球部員だった男子生徒（16）が、部内のいじめで退学を余儀なくされたのに、学校が適切に対応せず精神的苦痛を受けたとして、運営する学校法人に2000万円の損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁に起こした。提訴は昨年12月。

訴状によると、生徒は昨年4月、部活動奨学生として入学し、寮生活をしてきたが、他の部員から「死ね」

「殺すぞ」と暴言を吐かれたり、コーチに無視されたりした。生徒は10月、野球を続けようと県内の別の私立高にやむなく転校した。

日本高野連の規定では、引き抜き防止のため転入生は1年間、試合に出場できない。やむを得ない事情がある場合、例外が認められるが、豊川高が部活継続の意思を伝えず、「いじめはなかった」との認識を示したため例外と認められず、

入部できなかった。また、「いじめはあったように思うが、豊川高から報告がない限り何もできない」と調査を怠り、いじめの隠蔽を助長したとして、県高野連にも10万円の支払いを求めている。

生徒は代理人弁護士を通じて「とにかく早く野球がしたい。豊川高校にはいじめを認めてほしい」とコメント。豊川高校は「現時点で取材に応じることはできない」としている。